

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	創成川公園彫刻作品メンテナンス業務		
発 注 課	市民文化局文化部文化振興課		
選 定 事 業 者	特定非営利活動法人アルテピアッツァびばい		
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）			
本業務は、創成川公園に設置している安田侃彫刻作品4点のコーティング、補修等の保守に係る業務を委託するものである。 特定非営利活動法人アルテピアッツァびばいは、平成18年から現在に至るまで、安田侃氏制作の彫刻作品40点以上を展示する「安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄」の管理運営を行っており、日常的に安田侃氏制作作品の保守管理を行っている。また、当該事業者にも所属する研究員については、国内に設置されている安田侃氏制作作品のメンテナンスにも多数関わっており、対象作品である白大理石彫刻の取扱も熟知している。 加えて、安田侃氏より、対象作品のコーティングや補修の施工については、専用のコーティング剤を用い、作品に精通した当該事業者へ委託するよう指定があった。 以上より、本業務については、当該業者以外が施工することが困難であることから、本業務の遂行にあたっては、当該業者を特定の相手方とする随意契約を行うこととする。			
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号		
決 定 日	令和6年9月6日		